

1.5. 学校における人権教育の推進

■第3期教育振興基本計画の方針

- ◆教職員の人権を尊重する意識を高め、確かな人権感覚を身に付けられるよう、研修内容の充実を図ります。
- ◆子供とそれを取り巻く社会の現実と課題を踏まえ、一人一人の子供の人権が尊重される教育を推進します。
- ◆子供が主体的に人権学習に取り組み、人権意識を高めるための教育を推進します。
- ◆教育活動全体を通じ、人権尊重の視点に立った学校づくりを進めていきます。

■平成30年度の指導の重点

1. 人権教育に係る教職員の研修の充実

- ・人権教育に係る研修会等に積極的に参加するとともに、校内において、教材開発及び授業改善に向けた研修を計画的・継続的に行いその内容を充実させる。

2. 人権教育の現状の把握と学校への支援

- ・人権教育を推進するために必要な各学校の課題の把握に努めるとともに、人権教育全体計画に基づいた組織的・継続的な取組を推進する。
- ・子供が人権について理解を深め、正しく判断し行動しようとする力を身に付けることができるよう、授業の工夫改善・充実を図る。

3. 子供の人権意識を高めるための教育の推進

- ・子供が主体的に人権学習に取り組めるよう、学習形態の工夫や地域の施設の訪問、障害のある人等様々な人々との交流など、協力的・参加的・体験的な学習を推進する。
- ・一人一人の子供の人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、教科等指導、生徒指導及び学級経営等においても、よりよい人間関係づくりに努め、子供の自己肯定感を高めるための教育を推進する。
- ・人権教育の指導にあたっては、普遍的な視点に焦点を当てた指導内容と、以下のような個別的な視点に焦点を当てた指導内容を組み合わせた効果的な学習を推進する。

〈重点的に取り組む人権課題〉

【男女平等の問題に関する教育】※1

- ・女性差別の撤廃に関する歴史的経緯と現状について正しく理解させるとともに、性別による固定的な役割分担にとらわれない意識を養い、発達の段階に応じて男女の平等や男女相互の理解と協力等についての指導を充実させる。

【子供の人権に関する教育】※2

- ・子供が、自他の人権を大切にし、自らが権利の主体であるという意識を高めるとともに、子供の実態を十分把握し、一人一人の子供を大切にした教育を推進する。

【高齢者の人権に関する教育】※3

- ・高齢化社会の課題や高齢者の介護や福祉の問題について理解を深めさせるとともに、体験的な学習を通じ、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育て、高齢者的人権を尊重する態度を育成する。

【障害者の人権に関する教育】※4

- ・障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う社会の実現に向け学習するとともに、障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習を推進し、障害についての理解を深める教育を充実させる。

【同和教育】※5

- ・同和問題に関する歴史や現状について正しく認識させるとともに、その問題を自らの課題として捉え、課題解決に向け実践する態度を育成する。
- ・子供の実態、地域の実情等を十分に把握し、保護者や地域の願いを十分受け止め、課題を明らかにして、同和問題の解決をめざす教育を推進する。

【外国人の人権に関する教育】※6

- ・外国人に対して差別意識や偏見をもつことのないよう、習慣や文化の異なる人々が共に生きていくための資質や能力を育成するとともに、子供たちが広い視野をもって異文化を理解し、互いに尊重し合う態度を養う。

4. 人権教育に関する情報発信・普及

- ・人権教育の取組の充実が図られるよう情報収集に努めるとともに、人権教育の指導方法等に関する研究を推進し、成果の普及に努める。
- ・県作成の指導資料等を、校内研修等において活用する。

◎平成28年に3つの人権に関する法律が施行されました。これらの法律の趣旨を踏まえ、以下の点に留意して指導を行ってください。

【障害者差別解消法】

正式名称：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月1日施行）

- ・この法律は、障害のある人もない人も社会の一員として互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざしたものです。
- ・特別活動や総合的な学習の時間等において、体験活動を積極的に取り入れたり、ボランティア活動への参加を促したりするなど、障害についての理解や、介助・福祉の問題などに関する理解を深めさせる取組を充実させましょう。
- ・学校においては、合理的配慮の提供は法的義務となります。障害のある子供がどのような配慮を必要としているのか、保護者を含めて教職員全体で理解を深めましょう。

【ヘイトスピーチ解消法】

正式名称：「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

（平成28年6月3日施行）

- ・この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることから、不当な差別的言動のない社会を実現することをめざしたものです。
- ・子供が、自国の文化や伝統等に対する認識の上に立って、諸外国の生活や文化等に関する理解を深めるよう交流活動を積極的に推進しましょう。
- ・歴史的背景や社会的背景を踏まえ、外国人についての認識を深めるとともに、教育活動全体を通じて、広い視野をもち、異なる習慣や文化をもった人々とともに生きる態度を育成しましょう。

【部落差別解消推進法】

正式名称：部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年12月16日施行）

- ・この法律は、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざしたものです。
- ・学校教育、社会教育が相互に連携・協力して、保護者や地域の人々の同和問題に関する理解を促進させましょう。
- ・教育及び啓発をするに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消につながるよう、その内容や手法等に配慮しましょう。

■参考資料等（和歌山県教育委員会 HPに掲載）

- ※1 人権学習パンフレット「自分らしくありたい！」－「男女共同参画」の視点から－
- ※2 人権教育学習プラン「人権学習のための手引き」P3~6
- ※3 人権学習パンフレット「考え方」～高齢者の人権～ 【紙媒体資料】
- ※4 校内研修のためのハンドブック その2 P23~27 【紙媒体資料】
- ※5 人権学習パンフレット「差別のない社会をめざして」、人権教育学習プラン「人権学習のための手引き」P15,16
- ※6 人権学習パンフレット「すべての人がつながるために」【紙媒体資料】、人権教育学習プラン「人権学習のための手引き」P14